

## 裁判の迅速化法に関する検討会開催要領

### 1 目的

裁判の迅速化法に関する検討会（以下「検討会」という。）は、裁判の迅速化に関する法律附則第3項に基づき、同法の施行の状況を踏まえて、所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容を検討する。

[裁判の迅速化に関する法律（抜粋）]

附 則

（検討）

- 3 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 2 委員構成

別紙のとおり

### 3 委員の任期

検討会の委員の任期は、平成26年1月1日から同年6月30日までとする。

### 4 開催

検討会の開催は2か月に1回程度とする。

裁判の迅速化に関する法律の施行（平成15年7月16日）後、同法8条1項に基づき行われた過去5回の最高裁判所の検証結果を主な題材として、同法の施行の状況について検討する。

上記検討結果を踏まえ、同法の定める迅速化の基本的枠組みについて、今後の方向性を検討する。

### 5 事務

検討会の事務は、法務省大臣官房司法法制部が担当する。

(別紙)

委員等名簿(案)

委員

大野 勝 則 東京地方裁判所判事

大野 顕 司 住友化学株式会社総務法務室部長

(座長代理) 川 上 拓 一 早稲田大学大学院法務研究科教授

久 保 潔 元読売新聞東京本社論説副委員長

丹 野 美絵子 独立行政法人国民生活センター理事

中 尾 正 信 弁護士(東京弁護士会所属)

二 島 豊 太 弁護士(第一東京弁護士会所属)

(座 長) 長谷部 由起子 学習院大学大学院法務研究科教授

矢 尾 渉 東京地方裁判所判事

山 根 英 嗣 最高検察庁公判部副部長

関係官

佐々木 健 二 最高裁判所総務局参事官

(敬称略, 五十音順)